

〔主な対応〕

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告します。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たります。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供します。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求めます。

7 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠ぺいせず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価に置いて、適正に学校の取組を評価します。

- ① いじめの早期発見の取組に関すること
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報等の取扱い

○個人調査(アンケート等)について

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、一定期間保存します。